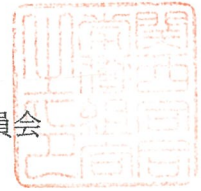


2025 年 12 月 19 日

関西合同労働組合・第 32 回定期大会延期の事情について

関西合同労働組合・執行委員会



関西合同労働組合・第 32 回定期大会が半年近く開催できないこと、そして組合員のみなさんへの連絡もできずにきたことについて、執行委員会として心よりお詫び申し上げます。

2025 年 3 月以来、執行委員会において米村泰輔執行委員（74 才）が、アルバイト先の有限会社アイワ（定年 65 才）から案内係廃止を半年前に事前通告されたことに対して、労働問題として争議を行うことを執行委員会に相談もせず、会社に通告したことについて議論を重ねてきました。

そもそもアイワで組合の執行委員らがアルバイトをしてきたのは通常の雇用関係ではありません。この案内係の仕事は社会運動に理解あるアイワが支援目的で作ってくださり、賃上げや有給休暇などの要求などをしない、労働問題を起こさない約束で、週 1、2 回、わざわざ「病院から薬局まで（数十m）の案内係」を作ってくれて働いてきたものです。長年本当にお世話になっていました。書記長の蒲牟田も、以前は副委員長の水田も大変お世話になってきました。

アイワは 70 才を超えて真夏の炎天下、病院前で案内係として立たせておくのには限界があると判断したと聞いています。

米村氏は 2025 年 3 月に、アイワの案内係廃止の提案（2025 年 9 月末で廃止）にたいして、執行委員会の了承を得ずして関西合同労働組合執行委員として解雇撤回の争議を行うとアイワに宣言しました。私たち米村氏を除く執行委員全員（5 名）は、協力関係にあったアイワに対し、お礼こそ必要であって、組合として礼儀を失ってはならないと説得の議論を行ってきました。しかし、米村氏は関西合同労働組合で聞えないと見るや、執行委員会にもはからずに、他組合「東大阪地域ユニオン」を立ち上げて争議通告を行い、ストライキなど争議を行い続けています。

最終的に 2025 年 9 月 29 日の執行委員会において、米村氏に今後は執行委員会の決定に従うのか否かと委員長が問いました。米村氏は「ケースバイケースである（従わないこともある!）」との回答をしたので、執行委員会として関西合同労働組合同規約第 34 条の「組合員が次の行為をし、悔い改めようとしない時は、戒告・権利停止・除名の罰則を受ける 1 項、規約・決議・機関の決定及び指令に反した行為を取ったとき」にもとづき（2 項 3 項にも該当）組合員としての権利停止の処分を決定しました（執行委員 6 名中 5 名の賛成）。

2025 年 3 月から 9 月までの半年間、執行委員会はこの問題について粘り強く議論してきました。執行委員会決定に従わない組合員を関西合同労働組合として認めることはできません。もちろん異議ある時は、機関決定には従いつつ、粘り強い議論を行うのが組合員としての義務です。執行委員会は、この問題を棚上げにして組合大会を開くことはできないと判断しました。

組合員のみなさんに運営を任されている執行委員会から、このような執行委員を生み出したことについて重ね重ねお詫びします。それとともに新たな決意をもって、大会を準備し、組合活動を再開いたします。残る執行委員全員が一丸となって取り組むこととお約束いたします。

以上